

# 練馬区立八坂中学校 P T A 会則

## 第 1 章 名 称

### 第 1 条

この会は東京都練馬区立八坂中学校 P T A (以下「この会」という)といい、事務所を八坂中学校内におく。

## 第 2 章 目 的

### 第 2 条

この会は、学校・家庭および社会における生徒の福祉を増進することを目的とし、その目的を達成するために次のことを行う。

1. 家庭と学校との連絡を密にし、生徒の教育について協力すること。
2. 教育の向上をはかるため相互に研修に努めること。
3. 学校内外の教育的環境や施設の整備に協力すること。
4. その他教育のため必要と認められる事項について協力すること。

## 第 3 章 方 針

### 第 3 条

この会は第 2 章を目的とする自主的団体とし、次の方針に従って活動をする。

1. この会の目的以外の営利的・宗教的・政治的活動のいっさいに関係しない。
2. この会と活動の目的を同じくする他の団体および機関と協力する。

### 第 4 条

この会は学校の管理運営や教職員の人事に干渉をしない。

## 第 4 章 会 員

### 第 5 条

この会の会員は次のとおりである。

1. 本校生徒の父母またはこれに代わるもの(以下「保護者」という)。
2. 本校に勤務する教職員。

## 第 5 章 役員および会計監査

### 第 6 条

この会に役員および会計監査をおく。

1. 会 長 1 名 (保護者)
2. 副 会 長 3 名 (保護者 2 名・教職員 1 名)
3. 書 記 3 名 (保護者 2 名・教職員 1 名)
4. 会 計 3 名 (保護者 2 名・教職員 1 名)
5. 会計監査 2 名 (保護者)

役員および会計監査は他の役員を兼ねることはできない。

## **第7条**

1. 役員および会計監査の任期は1年とする。ただしその再任を妨げない。補欠によって選出された役員の任期は、前任者の残留期間とする。
2. 本校でPTA役員経験済の会員は、経験した年度から3年間は、PTA役員候補者ならびに、各委員会の委員長は免除とする。ただし、会員の意思で立候補する場合はその再任を妨げない。

## **第8条**

第6条の役員中副会長1名、書記1名、会計1名は前条の規定にかかわらず教職員の中から選出する。

## **第9条**

前項によって選出された各役員は総会に報告する。

## **第10条**

役員及び会計監査の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表して会務を総括し、総会及び運営協議会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは任務を代行する。
3. 書記は総会ならびに運営協議会の議事を記録し、各種の事務を行う。
4. 会計は会計事務を整理し、年度末に決算する。
5. 会計監査は前項の会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。

## **第11条**

学校長はすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

## **第6章 会 議**

### **第12条**

会議の種類は、総会、役員会、運営協議会、学級代表委員会(各学年)、常置委員会、学年全体委員会、学級委員会、選考委員会、特別委員会とする。

## **第7章 総 会**

### **第13条**

総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

### **第14条**

総会を分けて、定期総会と臨時総会にする。

1. 定期総会
  - (1) 毎年1回、原則として新年度の早い時期に開く。
  - (2) 次期の役員及び会計監査の承認については年度最終の運営協議会で行うものとし、次年度総会で報告する。
2. 臨時総会

臨時総会は運営協議会が必要と認めた場合または会員の5分の1以上の要求があったと

き開催する。

## **第 15 条**

総会は全会員の 2 分の 1(委任状を含む)以上の出席によって成立し、その議決は出席会員の過半数の賛成によって決定する。

ただし、賛否同数のときは議長が決定する。

## **第 16 条**

総会は次の事項を議決する。

1. この会の運営の大綱
2. 予算の承認・決算の報告承認
3. その他この会の目的を達成するための事項

## **第 8 章 役員会**

### **第 17 条**

会長が必要に応じて役員を招集し役員会を開く。

## **第 9 章 運営協議会**

### **第 18 条**

運営協議会は総会につぐ議決機関である。

### **第 19 条**

運営協議会は、役員・学年委員長・常置委員長・特別委員会委員長および学校長・学年主任で構成される。

1. 各種委員会でその委員長が必要とするとき副委員長を委員とすることができる。
2. 学年委員長が必要とするとき学級代表委員を委員とすることができる。
3. 会計監査については会長が必要とするとき委員とすることができる。ただし、会計に関する議決権はもたないものとする。

### **第 20 条**

運営協議会は次の活動をする。

1. この会の運営及び総会に提出する議案の協議作成。
2. 総会からの委任事項を審議決定および総会決議事項の執行。
3. 各種委員会の活動報告、および計画案の検討調整。
4. その他、各種委員会に属さない事項の処理。

### **第 21 条**

運営協議会は、原則として(8月を除く)毎月 1 回開く。

## **第 10 章 学級委員会と学年委員会**

### **第 22 条**

各学級の保護者の中より学級代表委員と常置委員(各常置委員若干名)を学級委員として選出する。

## **第 23 条**

学級委員会はその学級の担任と学級委員で構成され、必要に応じて学級代表委員が招集し司会する。

## **第 24 条**

学級委員会は次の協力をする。

1. 学級環境の整備、行事等
2. 学級の運営上の事項等

## **第 25 条**

学年毎の学級代表委員の中から各学年委員長、副委員長を選出する。

## **第 26 条**

前項によって選任された学年委員長・副委員長は、総会に報告する。

## **第 27 条**

学年委員会とは、学年毎に各学級より選任された学級代表委員と、その学年に所属する教員で構成され、学年委員長が必要に応じて招集し司会する。

## **第 28 条**

学級委員の任期は新年度に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## **第 11 章 常置委員会**

### **第 29 条**

常置委員会は広報委員会、校外生活委員会、教養委員会とし、各常置委員長が必要に応じて委員を招集し委員会を開く。

### **第 30 条**

各常置委員は学級の保護者の中より若干名選出する。

### **第 31 条**

各常置委員会は常置委員と担当教職員で構成し、保護者の中より委員長と副委員長を選出する。

### **第 32 条**

前項によって選任された各常置委員長、副委員長は総会に報告する。

### **第 33 条**

常置委員会は次の活動をする。

1. 広報委員会
  - (1) 機関紙「八坂」を発行する。
  - (2) その他の広報活動、情報伝達をする。
2. 校外生活委員会
  - (1) 生徒の校外生活の健全化と補導に協力する。
  - (2) 練馬区青少年育成第五地区委員会に協力し地域環境の健全化を図る。
3. 教養委員会
  - (1) 会員の一般教養の向上と福利厚生に努める。

(2) 社会教育への協力をする。

## **第 1 2 章 学年全体委員会**

### **第 3 4 条**

学年全体委員会は、その学年の委員全員および学年所属の教員で構成され、必要に応じて学年委員長が招集し司会をする。

### **第 3 5 条**

学年全体委員会は次の協力をする。

1. 学習環境の整備、行事等
2. 学年全体の運営上の事項等

## **第 1 3 章 選考委員会**

### **第 3 6 条**

次の委員からなる役員および会計監査候補者選考委員会をつくり、(以下「選考委員会」という)候補者を選出する。

1. 各学級より選出の委員 1 名
2. 教職員の中から選ばれた委員

### **第 3 7 条**

選考委員会は次の手順によって行う。

1. 会長が委員を招集し、選考委員長と副委員長を選出する。以後、選考委員長が必要に応じて委員を招集し委員会を開く。
2. 教職員の役員については学校に一任する。
3. 選考委員会は推薦する候補者の承諾を得て、年度最終の運営協議会の事前に、全会員に候補者を報告する。
4. 選考委員会は役員及び会計監査の候補者を年度最終の運営協議会に推薦する。
5. 推薦された候補者は、年度最終の運営協議会で承認を受けて就任する。

### **第 3 8 条**

役員および会計監査候補者は選考委員からは選出できない。

### **第 3 9 条**

会長が必要と認めたとき、運営協議会に選考委員長の出席を要請することができる。

## **第 1 4 章 特別委員会**

### **第 4 0 条**

運営協議会は必要に応じて、特別委員会をおくことができる。

### **第 4 1 条**

特別委員会の任期は年度末までとする。

### **第 4 2 条**

継続必要のときは次年度の運営協議会に引継ぐ。

## **第 15 章 会計**

### **第 43 条**

この会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

### **第 44 条**

会員は、会費として 1 年間 2,100 円を納入する。なお、中途退会会員の納入会費は返金をしない。

### **第 45 条**

途中で入会した会員の会費は、その月分から納入する。

### **第 46 条**

この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

## **第 16 章 会則の改定**

### **第 47 条**

会則の改正は総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

### **第 48 条**

この会則の実施に必要な細則は運営協議会で定めることができる。

附則 昭和 63 年 5 月 24 日改正  
平成 3 年 5 月 24 日改正  
平成 6 年 3 月 5 日改正  
平成 7 年 3 月 17 日改正  
平成 9 年 3 月 15 日改正  
平成 14 年 6 月 7 日改正  
平成 17 年 3 月 2 日改正  
平成 24 年 3 月 5 日改正  
平成 26 年 5 月 20 日改正  
平成 27 年 5 月 20 日改正  
平成 28 年 11 月 12 日改正  
平成 29 年 5 月 22 日改正